

重要事項説明書

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 Medi-Ent
主たる事務所の所在地	〒520-0861 滋賀県大津市石山寺二丁目 22-28 ノーウェジアンウッド 石山寺 101
代表者（職名・氏名）	代表社員 大藪高秀
設立年月日	2025年11月4日
電話番号	070-4387-8835

2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	訪問看護ステーションぷらすはあつ	
サービスの種類	訪問看護	
事業所の所在地	〒520-0861 滋賀県大津市石山寺二丁目 22-28 ノーウェジアンウッド 石山寺 101	
電話番号	077-599-4420	
指定年月日・事業所番号	2026年4月1日指定	2560190916
管理者の氏名	大藪 高秀	
通常の事業の実施地域	滋賀県大津市 石山・南郷・北大路・栗津・打出・瀬田・瀬田南 瀬田北・田上・皇子山中学校区 滋賀県草津市 老上・松原・新堂・草津中学校区 京都府京都市 山科区：山科・安祥寺・勸修・大宅・音羽 花山中学校区 伏見区：醍醐・栗陵・春日丘・小栗栖各中学校区 京都府宇治市 木幡・東宇治中学校区 その他地域についてもご相談に応じます。	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容
- (1) 訪問看護計画書等の作成
 - (2) 病状及び心身状態の観察
 - (3) 服薬管理及び服薬支援
 - (4) 療養上の世話及び診療の補助
 - (5) 日常生活及び社会生活への支援
 - (6) 精神的安定を図る援助
 - (7) 家族等への相談及び助言
 - (8) 主治医及び関係機関との連携
 - (9) 緊急時及び危機介入への対応

5. 営業日時

- ① 営業日 : 月曜日から金曜日までです。
ただし、祝日、お盆（8/13～8/16）年末年始（12/31～1/3）を除きます。
- ② 営業時間 : 9時から18時までです。
- ③ サービス提供日 : 月曜日から金曜日までです。
ただし、祝日、お盆（8/13～8/16）、年末年始（12/31～1/3）を除きます。
- ④ サービス提供時間 : 10時から17時までです。
（時間については事情に応じて対応します）
- ⑤ 24時間訪問看護体制 : 夜間・休日（営業時間外：18：00～9：00）緊急時の連絡先

緊急連絡先電話番号：① 077-599-4420 ② 070-4387-8835
（夜間は当番の看護職員が交代で対応いたします。）

※ご利用料金（加算）については、本体制の維持および緊急対応にあたり、以下の費用が発生いたします。

- 1) 24時間対応体制加算（月1回）
 - ・ 24時間連絡が取れる体制を維持するための基本料金です。相談の有無に関わらず、毎月最初の訪問時に算定されます。
- 2) 緊急訪問看護加算
 - ・ 計画外の緊急訪問を行った場合に、基本料金に加えて発生します。
- 3) 夜間・早朝・深夜加算
 - ・ 緊急訪問を行った時間帯（夜間 18時～22時 / 早朝 6時～8時 / 深夜 22時～6時）に応じて、別途規定の加算が発生します。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤2人、非常勤1人	理学療法士	常勤0人、非常勤0人
准看護師	常勤0人、非常勤0人	作業療法士	常勤0人、非常勤0人
保健師	常勤0人、非常勤0人	言語聴覚士	常勤0人、非常勤0人

※管理者は看護職員を兼任しています。

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 大藪 高秀
----------	-------------

8. 利用料

利用者がサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。ただし、医療保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

- 1 通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から公共交通機関を利用した実費を徴収いたします。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収します。
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道分を1キロメートルあたり100円の徴収です。
- 2 利用者からのキャンセルがあった場合で、サービス提供の前営業日までに連絡がなかった場合は、1提供当たり利用料の100%を徴収いたします。ただし、利用者の容体の急変・緊急など、やむをえない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。
- 3 利用者の求めに応じて複写物を交付する場合は、一枚あたり10円を徴収します。
- 4 前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）をお願いします。
- 5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収証を交付します。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付します。

(1) 訪問看護の利用料

精神科訪問看護基本療養費 I

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、保健師、作業療法士の場合	週3日目まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
		30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
准看護師の場合	週3日目まで	30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
		30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週4日目以降	30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
		30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

				利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師、保健師、作業療法士の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
			30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		週4日目以降	30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
			30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	2,130円	213円	426円	639円
			30分以上	2,780円	278円	556円	834円
		週4日目以降	30分未満	2,550円	255円	510円	765円
			30分以上	3,280円	328円	656円	984円
准看護師の場合	同一建物、同一日2人	週3日目まで	30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
			30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
		週4日目以降	30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円
			30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	同一建物、同一日3人以上	週3日目まで	30分未満	1,940円	194円	388円	582円
			30分以上	2,530円	253円	506円	759円
		週4日目以降	30分未満	2,360円	236円	472円	708円
			30分以上	3,030円	303円	606円	909円

訪問看護基本療養費Ⅳ

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
	8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算

			利用料				
			10割	1割負担	2割負担	3割負担	
特別地域訪問看護加算			基本療養費の50/100				
精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで(1日につき)		2,650円	265円	530円	795円	
	月15日目以降(1日につき)		2,000円	200円	400円	600円	
長時間精神科訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円	
夜間早朝訪問看護加算(6~8時/18~22時)			2,100円	210円	420円	630円	
深夜訪問看護加算(22時~6時)			4,200円	420円	840円	1,260円	
精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円	
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円	
	1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
		同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円	
複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
			同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
		1日3回	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
			同一建物3人以上				

	准看護師の場合	以上	同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
		1日 1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
			同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		1日 2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
			同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
		1日 3回 以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
			同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
		看護補助者、精神保健 福祉士の場合	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費1	月の初日の訪問の場合 1月につき	13,230円	1,323円	2,646円	3,969円
機能強化型訪問看護管理療養費2	月の初日の訪問の場合 1月につき	10,030円	1,003円	2,006円	3,009円
機能強化型訪問看護管理療養費3	月の初日の訪問の場合 1月につき	8,700円	870円	1,740円	2,610円
上記以外の場合	月の初日の訪問の場合 1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合 1月につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合 1月につき	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算	緩和ケア、褥瘡ケア、人工肛門・人工膀胱ケアに係る専門研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合	2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円

精神科重症患者支援管理連携加算	精神科在宅患者支援管理料 2 のイの利用者	8,400 円	840 円	1,680 円	2,520 円
	精神科在宅患者支援管理料 2 のロの利用者	5,800 円	580 円	1,160 円	1,740 円
看護・介護職員連携強化加算		2,500 円	250 円	500 円	750 円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
特別管理指導加算		2,000 円	200 円	400 円	600 円
訪問看護医療 DX 情報活用加算		50 円	5 円	10 円	15 円

その他の療養費

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
情報提供療養費 1	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 2	1,500 円	150 円	300 円	450 円
情報提供療養費 3	1,500 円	150 円	300 円	450 円
ターミナルケア療養費 1	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
ターミナルケア療養費 2	10,000 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円

その他の療養費の加算

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
遠隔死亡診断補助加算	1,500 円	150 円	300 円	450 円

	利用料			
	10 割	1 割負担	2 割負担	3 割負担
ベースアップ評価料 (I)	780 円	78 円	156 円	234 円
ベースアップ評価料 (II) 1	10 円	1 円	2 円	3 円
ベースアップ評価料 (II) 2	20 円	2 円	4 円	6 円
ベースアップ評価料 (II) 3	30 円	3 円	6 円	9 円
ベースアップ評価料 (II) 4	40 円	4 円	8 円	12 円
ベースアップ評価料 (II) 5	50 円	5 円	10 円	15 円
ベースアップ評価料 (II) 6	60 円	6 円	12 円	18 円
ベースアップ評価料 (II) 7	70 円	7 円	14 円	21 円
ベースアップ評価料 (II) 8	80 円	8 円	16 円	24 円
ベースアップ評価料 (II) 9	90 円	9 円	18 円	27 円
ベースアップ評価料 (II) 10	100 円	10 円	20 円	30 円
ベースアップ評価料 (II) 11	150 円	15 円	30 円	45 円
ベースアップ評価料 (II) 12	200 円	20 円	40 円	60 円
ベースアップ評価料 (II) 13	250 円	25 円	50 円	75 円
ベースアップ評価料 (II) 14	300 円	30 円	60 円	90 円
ベースアップ評価料 (II) 15	350 円	35 円	70 円	105 円

ベースアップ評価料（Ⅱ）16	400円	40円	80円	120円
ベースアップ評価料（Ⅱ）17	450円	45円	90円	135円
ベースアップ評価料（Ⅱ）18	500円	50円	100円	150円

(2) 支払い方法

上記（1）及から（3）までの利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、10日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直前の平日）に、ご利用者様が指定する下記の口座より引き落とします。 （ ）銀行（ ）支店 普通口座（ ）
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の26日（祝休日の場合は直前の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 滋賀銀行 石山支店 普通口座 698749
現金払い	サービスを利用した月の翌月の26日（休業日の場合は直前の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	（ 管理者 大藪高秀 ）
-------------	--------------

②虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業員に周知徹底を図っています。

③虐待防止のための指針の整備をしています。

④従業員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

10. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

① 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

②非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

③一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

11. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

②個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとしします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12. 事故発生時の対応方法について

事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等へ連絡し、適切な対応及び再発防止に努めます。

【家族等緊急連絡先】

氏 名	続柄
住 所	
電 話 番 号	
携 帯 電 話	
勤 務 先	

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	エアロエントリー株式会社
保険名	カイポケ保険
補償の概要	福祉事業者向けの賠償責任保険

13. 身分証携行義務

訪問看護職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 記録の整備

指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する記録を整備し、サービス提供を開始した日から5年間保存します。

15. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

16. 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. サービス提供に関する相談、苦情について

①苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします
苦情を受けた職員は、速やかに管理者へ報告します。

管理者は、苦情内容を記録し事実関係を確認したうえで、利用者及びその家族に対し誠意をもって説明し必要な対応を行います。対応内容及び結果については記録し、職員間で共有するとともに、再発防止に努めます。

② 苦情申立の窓口

<p>【事業者の窓口】</p> <p>(事業者の担当部署・窓口の名称)</p>	<p>(担当者) 大藪 高秀 (連絡先) 077-599-4420 (ファックス) 077-599-4421 (受付時間) 9:00-18:00 祝日、お盆 (8/13~8/16)</p> <p>年末年始 (12/31~1/3) を除く。</p>
<p>【市町村 (保険者) の窓口】</p> <p>大津市役所 健康福祉部 介護保険課</p> <p>草津市役所 健康福祉部 介護保険課 (指導・給付係)</p> <p>京都市 保健福祉局 健康長寿のまち・京都推進室 介護ケア推進課</p> <p>宇治市 福祉サービス部 介護保険 課 指導監査係</p>	<p>電話番号 077-528-2753 受付時間 9:00~17:00 (土日祝年末年始を除く)</p> <p>電話番号 077-561-2369 受付時間 8:30~17:15 (土日祝年末年始を除く)</p> <p>電話番号 075-222-3800 受付時間 9:00~17:00 (土日祝年末年始を除く)</p> <p>電話番号 0774-20-8732 受付時間 8:30~17:15</p> <p>(土日祝日・年末年始除く)</p>
<p>【公的団体の窓口】</p> <p>滋賀県国民健康保険団体連合会 介護 サービス(苦情・相談窓口)</p> <p>滋賀県運営適正化委員会 (あんしん・ なっとく委員会)</p> <p>京都府国民健康保険団体連合会 (苦 情・相談窓口)</p>	<p>TEL 077-510-6605 受付時間 9:00~17:00 (土日祝年末年始を除く)</p> <p>TEL 077-567-4107 メール c-ansin@mx.biwa.ne.jp 受付時間 9:00~17:00 (土日祝年末年始を除く)</p> <p>電話番号 075-354-9090 受付時間 9:00~17:00</p> <p>(土日祝年末年始を除く)</p>

18. サービスの第三者評価の実施状況について
事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

19. 指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

①訪問看護計画を作成する者

氏名 _____ (連絡先: _____)

②提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額 (医療保険を適用する場合)

介護保険の適用の有無	利用料 (月額)	利用者負担 (月額)	交通費の有無
	円	円	(有・無の別を記載) サービス提供 1回当たり… (金額)

③1ヵ月当りの利用者負担額 (利用料とその他の費用の合計) の目安

利用者負担額の目安額	(目安金額)
------------	--------

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

※ 自立支援医療機関の申請中のため、指定が完了するまでは医療保険の負担割合が適用されます。

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 滋賀県大津市石山寺二丁目 22-38 ノーウェジアンウッド石山寺 101

事業者（法人）名 合同会社 Medi-Ent

代表者職・氏名 大藪 高秀 印

説明者職・氏名 大藪 高秀 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所：

氏名： 印

代筆者 住所：

氏名： 印

私は利用者に代わり、事業者より上記の重要事項の説明を受け同意しました。

代理人 住所：

氏名： 印